

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

朝倉市長 林 裕二

市町村名 (市町村コード)	朝倉市 (40228)
地域名 (地域内農業集落名)	福田 (中寒水、小隈、本村、春、正信、平塚、倉吉、白鳥)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年5月10日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・過去にほ場整備を行っており、水稻、大豆、麦を始め、花木や苗、施設野菜が盛んである。しかし、ほ場整備を行っていない農地の管理が難しく、面積が狭い農地の管理ができなくなっている。

・福田生産組合が全域をカバーしているが、補助金の申請が目的となっており、活動的にしないと個人の努力ではどうしようもない。しかし、生産組合及び機械利用組合も高齢化が進んでおり、人手不足。

・担い手が減ってきており、後継者もいないため、一戸の農家の負担が増えている。

・荒れた農地を借りても生産性がないため厳しい。

・収入が厳しく、機械代も高いため、収益性の高い経営モデルの構築が必要。

・排水があるところとないところがあり、水に浸かってしまうので植えるものを考える必要がある場所がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・収益性の高い作物を栽培するなど、儲かる農業のモデルを構築することで、担い手の確保を目指す。

・使用されていない機械をシェアするなど、農村の在り方を地域全体で共有することで経営の負担が減り、担い手の確保につなげる。

・作業受託を行う組織や法人化、法人などの呼び込む方法を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	348 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	263 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・認定農業者や生産組合を始め、地域で今後の農地を担っていく者に集約化していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地権者を交えた協議を重ね、農地中間管理機構を活用して担い手への経営意向を踏まえた段階的な集約を目指す。
(3)基盤整備事業への取組方針
・地権者の意向を採り入れつつ、継続して協議を行っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・儲かる農業のモデルを構築することで、担い手の確保を目指す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・継続して、福田生産組合に作業の委託を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・鳥獣被害(アナグマ、カモ、カラス等)の被害がある。
- ・ドローンやGPSによる直進アシスト等を活用している。
- ・排水設備が悪く、大雨の際に冠水してしまう。